

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集 第36次改訂版

【正誤表】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。該当箇所をご確認ください。

該当箇所：通達「2 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について」

訂正箇所	正	誤
<p>2. 技術的能力について P.72</p>	<p>2. 技術的能力について (1)～(3) [略] (4) 緊急時対応の要件 緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ① [略] ② 告示第2条第3号イ中「常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には24時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能な体制であることをいう。また「配置」とは事業所に常駐していることをいい、このほか、<u>事業所の近隣</u>（当該事業所に10分以内で到着できる範囲）において一般消費者等からの連絡を円滑に受けすることができる状態で待機することも含まれるものとする。 <u>また保安機関は、緊急時における一般消費者等からの連絡を事業者として確実に受け、当該連絡に対し確実に対応できる連絡体制を構築していることとする。</u></p>	<p>2. 技術的能力について (1)～(3) [略] (4) 緊急時対応の要件 緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ① [略] ② 告示第2条第3号イ中「常時第1号の表中への項において算定される数以上の保安資格者が配置される」とは、液化石油ガスが供給されている時（したがって一般的には24時間）はいつでも保安業務資格者が配置され、直ちに出勤が可能な体制であることをいう。また「配置」とは事業所に常駐していることをいい、このほか、<u>夜間に事業所の近隣</u>（当該事業所に10分以内で到着できる範囲）において一般消費者等からの連絡を円滑に受けすることができる状態で待機することも含まれるものとする。 <u>なお、緊急時における一般消費者等からの連絡先を携帯電話等とした場合（一般消費者等からの連絡先を転送電話とし、その転送先をこれらの機器とした場合も含む。）は、常時配置されているものとはみなさない。ただし、一般消費者等から連絡を受けた者が、出勤する者の持つ携帯電話等に連絡することは差し支えなく、また、自然災害等により、緊急時における一般消費者等からの連絡先としている携帯電話等以外の連絡先への連絡ができないときに備えて、それを保管する連絡先を携帯電話等とすることは差し支えない。</u></p>
	<p>傍線（<u>    </u>）を付した部分が訂正箇所。</p>	

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集 第36次改訂版

【正誤表 その2】

次のように誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。該当箇所をご確認ください。

該当箇所：例示基準「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について」

訂正箇所	正	誤
別添 液化石油ガス の保安の確保 及び取引の適 正化に関する 法律施行規則 の例示基準 P.122	9. 充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに 充てん容器等の流出を防止する措置  規則関係条項 第16条第9号、第18条第1号ニ、第44条第2号イ(4)・ロ(1)、 第53条第1号リ  充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置 <u>並びに充てん容器等に講ずべき流出の防止する措置は、次に定めるところによるもの</u> とする。 (1)、(2) [略]	9. 充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置並びに 充てん容器等の流出を防止する措置  規則関係条項 第16条第9号、第18条第1号ニ、第44条第2号イ(4)・ロ(1)、 第53条第1号リ  充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置 <u>は、次に定めるところによるものとする。</u> (1)、(2) [略]
傍線(____)を付した部分が訂正箇所。		